

平成 5 年度の国民健康保険税率について

〔 現 状 〕

【国・県】 国保制度は、平成 30 年度からの財政運営の都道府県化を契機として、最終的に「県で 1 つの国保」を目指しており、令和 3 年度から 5 年度を期間とする「第 2 期埼玉県国民健康保険運営方針」においては令和 9 年度を目標に、賦課の 2 方式（所得割・均等割）を中心とした保険税率水準の準統一化が掲げられています。

4 方式における資産割は居住市町村内の所有資産のみが対象であり、近年では所得を生まない自己資産が多くなっていることから従来から不公平感があり、また平等割は単身世帯の増加等によって社会情勢にそぐわなくなっている等の課題が従来から指摘されており、最新の状況においては、県内の 42 市町村が 2 方式、21 市町村が 4 方式を採用しています。（令和 4 年 4 月現在）

一方で 2 方式による税率の統一化は被保険者の負担が大きく変動する場合があります、導入にあたっては慎重な対応が必要となります。

※埼玉県国保運営方針とは

・国保財政の都道府県化に伴い平成 30 年度から策定、1 期 3 年を期間とし、国民健康保険法においては「市町村は、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める」とされています。

※保険税率水準の統一化

・原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることと定義されています。

【本市の現状】

本市においては、平成 24 年度以降被保険者が減少し、超高齢社会の進展と相まって、保険税収入は年々減少傾向にあります。一方、県が保険給付費の財源として市町村から徴収する事業費納付金は今後も増加が予想され、また一般会計からの法定外繰入金（その他一般会計繰入金）についても予算額が増額し、令和 3 年度決算においては令和 2 年度に続き当該年度中に一般会計に全額を繰り戻すことができず、（令和 3 年度決算残額 158,634 千円）近年中には精算できなくなることが予想されます。加えて、法定外繰入とともに歳入財源として有効な国民健康保険財政調整基金も年々減少傾向にある等、国保財政の厳しい状況は継続しています。

【現時点での方向性】

本市は現時点で 4 方式を採用していますが、

令和 5 年度については国民健康保険税率改定を行わず、引き続き財政及び他市の状況、並びに次期国保運営方針に注視しながら、税率改定の導入方法の検討を継続したいと考えております。

理由としては、本市の一般会計からの繰入状況を決算ベースで他市と比較した場合、決して逼迫している状況にはないと思われること、朝霞地区 4 市の中で令和 5 年度に 2 方式を実施する市がないこと、また新型コロナウイルス感染症における社会的認識に変化は見られるものの、完全収束に至っていない現状と、原油価格等物価高騰による経済的不安感の増大による市民生活への影響を最小限に抑える必要があることが考えられます。